

国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(業績年俸)</p> <p>第5条の2 業績年俸は、<u>前年度の業績</u>に対する業績評価結果（以下「業績評価結果」という。）に応じて、別表第2に掲げる業績年俸号俸数の範囲内とし、かつ、予算の範囲内で学長が決定する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(業績年俸)</p> <p>第5条の2 業績年俸は、<u>前年度までの業績（既に評価をした期間の業績を除く。）</u>に対する業績評価結果（以下「業績評価結果」という。）に応じて、別表第2に掲げる業績年俸号俸数の範囲内とし、かつ、予算の範囲内で学長が決定する。</p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日経規程第17号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。